

報道発表資料

平成30年4月19日  
独立行政法人国民生活センター

## 強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生 — 幼児の消化管に穴があき、開腹手術により摘出 —

### 1. 目的

2018年1月、「医師からの事故情報受付窓口」（以下、「ドクターメール箱」という。）<sup>(注1)</sup>と医療機関ネットワーク<sup>(注2)</sup>に、幼児が複数のマグネットボールを誤飲し、消化管が穿孔<sup>きんこう</sup>（穴があくこと）し開腹手術等したとの事故情報が2件続けて寄せられました。いずれもネオジム磁石をうたう強力な磁力のマグネットボールを複数個誤飲したもので、磁石同士が引き合っただけで消化管内に腸壁を挟んでとどまり、腸壁を穿孔していたものを開腹手術等により摘出したというものでした。

医療機関ネットワークには上記のマグネットボールの事例を含め、子どもが磁石を誤飲した、もしくは誤飲したと思われる事故情報が124件（2010年12月以降2018年3月末日までの伝送分）寄せられています<sup>(注3)</sup>。また、医学論文等<sup>(注4)</sup>でも数十件の症例が報告されており、国内において磁石の誤飲、特に複数の磁石（または磁石と金属）を誤飲した場合の危険性については、これまでに日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会Injury Alert（傷害速報）<sup>(注5)</sup>や、東京都生活文化局からも注意喚起<sup>(注6)</sup>がされているところですが、その後今回2件が発生しました。

そこで、マグネットボールについてテストや調査を行い、マグネットボールをはじめとした複数の磁石を誤飲した際の危険性について、あらためて注意を呼び掛けます。

(注1) 消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より「医師からの事故情報受付窓口」（愛称：「ドクターメール箱」）を開設している。

(注2) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集するもので、2010年12月から運用を開始した。

(注3) 件数は本件のために事例を精査したもの。

(注4) 「緊急手術を要した複数個の磁石玩具誤飲の2例」 亀井 尚美, 赤峰 翔, 大津 一弘 日本小児外科学会雑誌第52巻(2016)1号 p. 102-107等

(注5) 日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会Injury Alert（傷害速報）「No. 57複数個の磁石の誤飲」「No. 66磁石と鉄球の誤飲による小腸穿孔例」<https://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/>

(注6) 「小さな子供が磁石を誤飲する事故が発生しています！磁石の安全な使用に関する調査を実施しました」

（東京都生活文化局（2017年11月14日））

[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/magnet\\_press.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/magnet_press.html)

### 2. テスト実施期間

検体購入：2018年3月

テスト期間：2018年3月

### 3. マグネットボールについて

マグネットボールとは「パズル」や「おもちゃ」「玩具」などとうたって販売されている球体等の磁石で、1個の大きさが直径3mmから30mm程度のももあり、3mmや5mmの小さいものであれば200個程度が1セットとされているものが多くみられます。磁力を利用して、複数個をつないで平面的、立体的にいろいろな形を作って遊ぶことをうたった商品です（写真1）。

材質についてはネオジム磁石とインターネット通販サイト（以下、「販売サイト」という。）で表示されているものが多くみられます。ネオジム磁石とはレアアースであるネオジムと鉄、ホウ素を主成分とするもので、強さを示す最大エネルギー積で比べてみると、ホワイトボード等に用いられる酸化鉄を主成分とするフェライト磁石の10倍以上の磁力をもつとされています<sup>(注7)</sup>。

このような磁石が小型化され玩具に用いられ、子どもの誤飲事故が相次いで報告されるようになったことからEU（欧州連合）の指令では、2009年4月に子どもが飲み込める大きさや形の小部品に磁束指数<sup>(注8)</sup>が $50 \text{ (kG)}^2 \text{ mm}^2$ を超える磁力をもつ磁石が用いられている玩具を14歳未満を対象年齢として流通することが規制されています<sup>(注9)</sup>。また、米国でも同様の基準に適合しない玩具につき14歳未満を対象年齢として販売することが2009年2月より禁止されています<sup>(注10)</sup>。

日本でも任意基準ですが玩具にはST基準<sup>(注11)</sup>があり、同様の磁力をもち、子どもが飲み込める大きさや形の磁石は同基準を満たさないものとなります<sup>(注12)</sup>（一部の目的の製品を除く）<sup>(注13)</sup>。

(注7) 「磁気に関するQ&A」（日本磁気学会） [https://www.magnetics.jp/tech-info/qa/b\\_magnet/](https://www.magnetics.jp/tech-info/qa/b_magnet/)

(注8) 磁力の強さを判断する指標となる値

(注9) 玩具安全指令「Directive 2009/48/EC」

[https://ec.europa.eu/growth/single-market/european-standards/harmonised-standards/toys\\_en](https://ec.europa.eu/growth/single-market/european-standards/harmonised-standards/toys_en)

なお、指令のなかで欧州玩具安全規格「EN71-1:2011+A3:2014」（EU玩具基準「EN71 Part 1:機械的および物理的特性」）が適合性要求として示されている。

[https://ec.europa.eu/growth/single-market/european-standards/harmonised-standards/toys\\_en](https://ec.europa.eu/growth/single-market/european-standards/harmonised-standards/toys_en)

(注10) 米国では、玩具に関しては、CPSIA法により、ASTM F963（玩具安全）の規格が強制規格とされており、玩具に用いられる小型強力磁石については、「小部品」に該当するものについて、磁束指数 $50 \text{ (kG)}^2 \text{ mm}^2$ 以下の要求事項が設けられている。

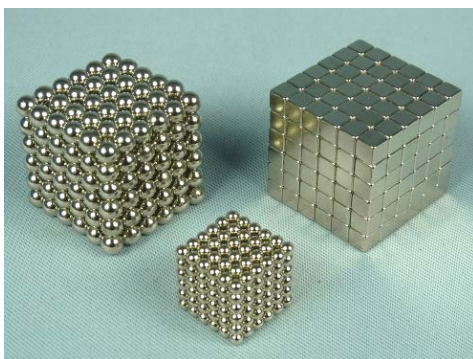
(注11) 一般社団法人日本玩具協会の定める玩具安全基準（ST基準）。機械的・物理的安全性、可燃性、化学的安全性の基準からなっており、STマークを付けるには、第三者検査機関による適合検査に合格する必要がある。また、STマーク付きの玩具で万一事故が起こった場合、企業が支払う損害賠償に対する補償制度を設けており、STマークを使用する事業者は日本玩具協会の運営するPL賠償補償等の共済制度への加入が義務付けられている。 [http://www.toys.or.jp/jigyous\\_top.html](http://www.toys.or.jp/jigyous_top.html)

(注12) 一般社団法人日本玩具協会「玩具安全基準書(ST-2016)」(第4章 要求事項 4.24磁石と磁性部品)

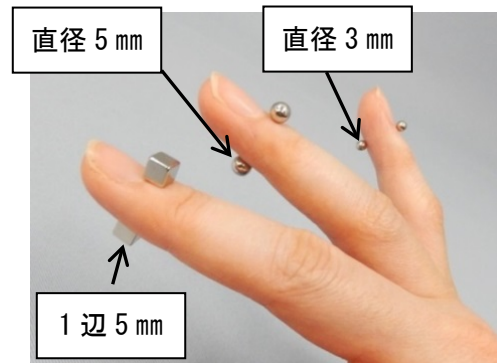
(注13) 8歳以上の子どもを意図した「磁力・電気実験セット」は除く。

写真1. 強力な磁石のマグネットボール

マグネットボール（例）



磁力が強いため手指を挟んでもとどまる



#### 4. 国民生活センターに寄せられた事故情報について

2018年1月にドクターメール箱と医療機関ネットワークに寄せられた事故情報2件については、医師及び医療機関の協力のもと、患児の保護者から聞き取りや現物確認などの詳細な調査を行いました。

##### (1) ドクターメール箱に寄せられた情報

#### 【事例1】クリスマスプレゼントとして与えたマグネットボールを5個誤飲し、胃壁と腸壁を穿通

クリスマスプレゼントとしてインターネットで2種類の磁石商品を購入。マグネットボール（直径3mm）を5個誤飲したところを保護者が気づいて受診。レントゲンで消化管内に5個連なっていることを確認し経過観察とした。翌日も磁石は移動しておらず、紹介先の病院で内視鏡検査を実施したが、胃内になく経過観察とした。その翌日もやはり移動がなく手術を実施した。磁石は2個が胃壁から、3個が空腸から壁を穿通していた（写真2、3）。摘出し空腸穿孔部を縫合した。

（事故発生年月 2017年12月 男児 3歳）

#### 写真2. 腹部エックス線写真（手術前）

直径3mmの磁石が、胃側から2個と腸側から3個引き合っるとどまっている

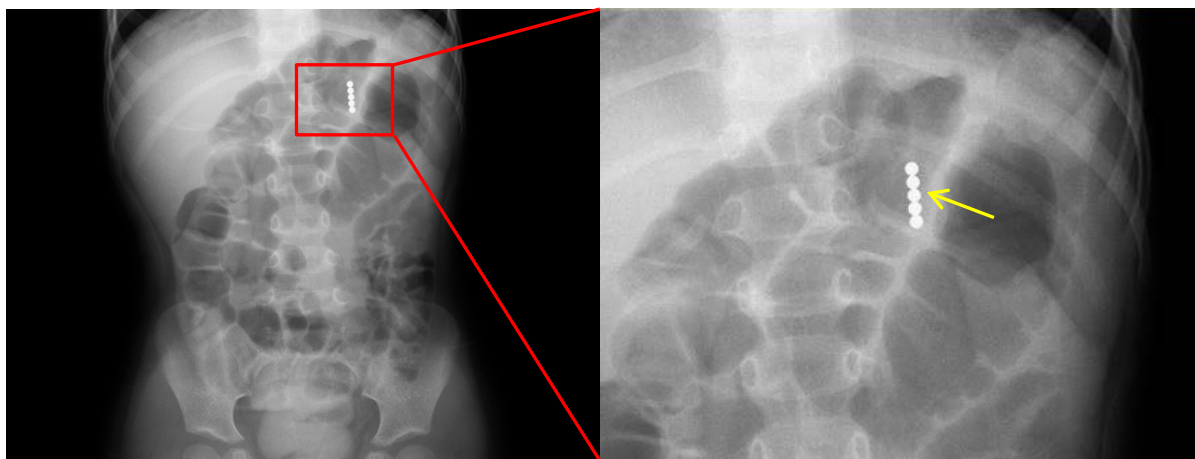


図1. 穿通の概略図

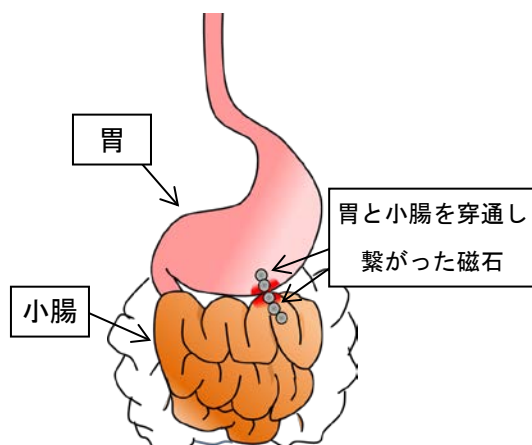
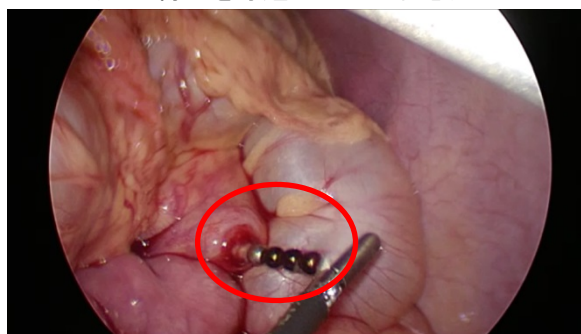


写真3. 摘出手術中の腹腔内の写真

磁石を小腸から抜いたところ  
（まだ胃壁を穿通している状態）



※写真は医療機関より提供

## (2) 医療機関ネットワークに寄せられた情報

### 【事例2】37個を誤飲して小腸を3カ所穿通

友人の幼児が遊んでいたのを見て患児が欲しかったため4カ月前に買い与えた。その後、患児が磁石を口の中に含んでいることがあったため、保護者は手の届かないところに保管していた。嘔吐を繰り返したのでかかりつけ医を受診すると胃腸炎の疑いで薬を処方された。しかし、その翌日も嘔吐が続いたため、紹介状を書いてもらい他院を受診し、レントゲン検査で腸内に異物が見つかった。その後当院で開腹手術を行ったところ、小腸内の3カ所にあった磁石が磁力で引き合い、小腸を結着し、圧迫壊死を起こして穿通しており、直径3mmの磁石計37個を摘出した(写真4~7)。

(受診年月 2018年1月 女児 1歳9カ月)

写真4. 腹部エックス線写真

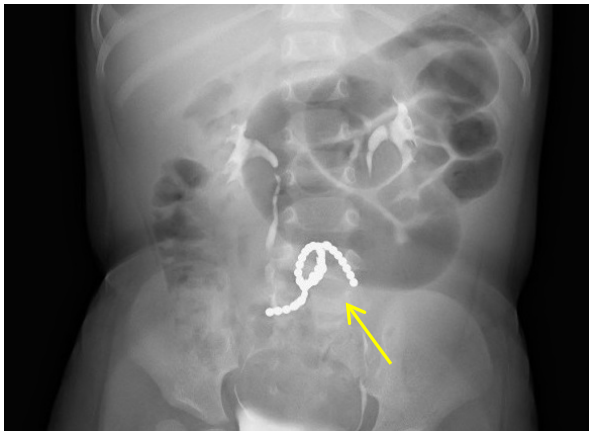


写真5. 開腹手術により取出した磁石



写真6. 小腸の3カ所が穿通した様子

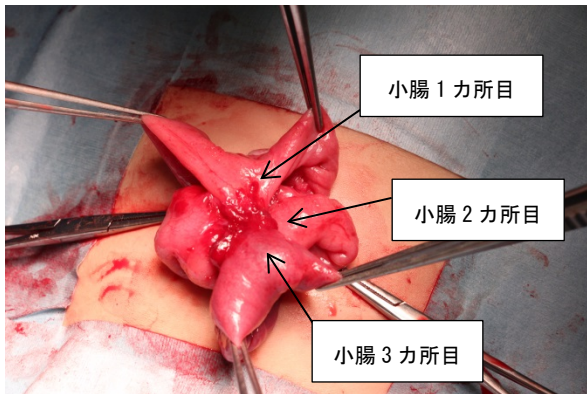
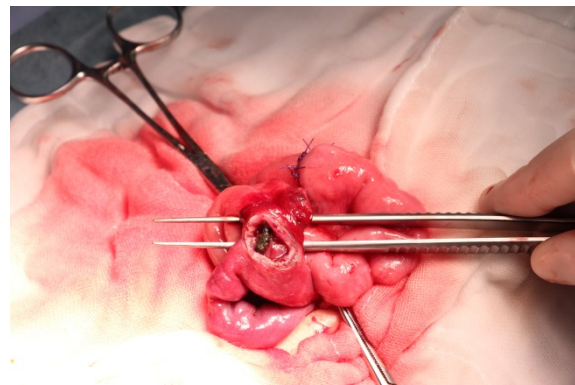


写真7. 磁石の摘出、小腸の縫合の様子



※写真は医療機関より提供

なお、医療機関ネットワークには上記の事故発生以前からも、マグネットボール以外の磁石を子どもが誤飲した、もしくは誤飲したと思われる事故が寄せられています。2010年12月以降2018年3月末日までに寄せられた事故事例は124件あり、マグネットボールによる事故以外の事例には、次のような事例がありました。また、なかには摘出手術を行ったものもみられました。

### 【事例3】自宅にて誤飲

自宅にて缶についている磁石を誤って飲み込んだ。他院を受診し、レントゲンで胃内に2個の

磁石を認め当院紹介となった。マグネットチューブでの除去を試みるが除去できず、全身麻酔での内視鏡除去術のため入院した。

(受診年月 2015年5月 男児 2歳)

#### 【事例4】保育園で遊んでいて誤飲

児はマグネットで遊んでいて飲み込んだとのまわりの園児から報告あり。保育士に伝えにきた。本人に聞くと飲んだと言う。むせ・嘔吐なし。瞬間を大人は見していない。

(受診年月 2015年8月 男児 3歳)

#### 【事例5】自宅で遊んでいて誤飲

自宅でマグネットで遊んでいたところ飲み込んでしまった。

(受診年月 2016年9月 男児 3歳)

### 5. 販売サイトにおける表示の調査

事故品のマグネットボールはいずれもインターネット通販で購入したものでした。また、多くのマグネットボールが販売サイトで扱われていることから、複数の販売サイトについて対象年齢表示、商品がうたう使用目的、注意表示等を調査しました。

販売されているマグネットボールには、様々な形状や構造がありますが、事故品と形状が類似していた商品及び、インターネット通信販売の大手ショッピングモールにおける検索で上位に表示されたもの<sup>(注14)</sup>を参考に、大きさや形状を考慮し、さらに事故品を販売していたサイトを含めた合計32サイトを調査対象としました。

(注14) 検索日は、2018年3月6日。

#### (1) 対象年齢、商品がうたう使用目的等の表示

##### 大半の販売サイトに玩具を連想させる表示がありました

32サイト中28サイトに「パズル」の表示があり、5サイトに「知育玩具」の表示がありました。また、それ以外の使用目的に関する表示として2サイトに、「左右の脳を刺激し、創造力向上、子供の幾何に役立ちます。」との表示があり、「知能教育」、「知力教育」、「知能開発」、「子供の脳の発展」、「磁気教育、子供のための楽しいおもちゃ」、「子供と一緒に遊べば、家族の絆になる。」などの表示もそれぞれ1サイトにみられました。これらの表示は小さい子ども向けの玩具という印象を与えるおそれがありました。

また、32サイト中3サイトに「対象年齢：12歳以上」の表示が、「メーカーによる推奨年齢：12歳以上」、「メーカーによる推奨年齢：8歳以上」の表示がそれぞれ1サイトにありました。

なお、対象年齢を示すと思われる表示に「すべての年齢」、「各年齢層の人に適応」などの、子どもでも使用できるという表示がみられたほか、他の25サイトには年齢に関する表示はありませんでした。

#### (2) 窒息や誤飲等に関する注意表示

##### 32の販売サイト中30サイトには子どもの誤飲等に関する注意表示はありませんでした

「※ご注意ください 誤飲の危険がありますのでお子様の手の届かない場所にてご使用、

保管ください。」「※磁石を飲み込まないように注意してください。万一、飲み込んだ場合は直ちに医師にご相談ください。※誤飲防止の為、お子さまの手の届くところに磁石を置かないでください。」との窒息や誤飲等に関する注意表示があったのは32サイト中2サイトでした。

## 6. テスト対象銘柄

表示の調査対象として選んだ販売サイトで販売されていたマグネットボールのうち、事故品と大きさや形状の類似していた7銘柄をテスト対象として選定しました（表1、写真8）。

なお、参考品としてホワイトボード等に用いられるフェライト磁石をテストに使用しました。

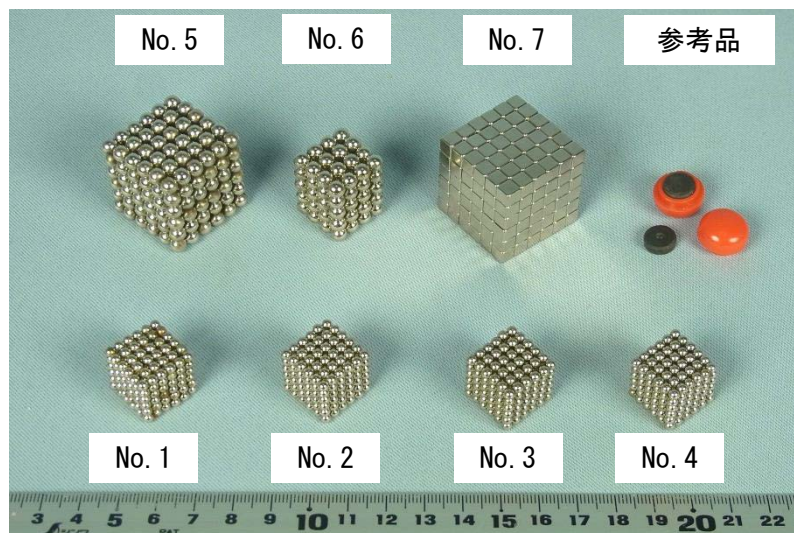
表1. テスト対象銘柄一覧

銘柄No.	形状	サイズ (1個あたり)	重量 (1個あたり)	磁石の種類(表示)	1商品あたりの個数
1	球形	直径3mm	0.1g	ネオジム磁石	216個
2			0.1g	ネオジム磁石	216個
3			0.1g	ネオジム磁石	216個
4			0.1g	ネオジム磁石	216個
5		直径5mm	0.5g	ネオジム磁石	216個
6			0.5g	ネオジム磁石	80個
7	立方体	5mm×5mm×5mm	0.9g	ネオジム磁石	216個
参考品	円柱	直径10mm×高さ3mm	1.0g	フェライト磁石	1個

※1参考品のサイズ、重量はプラスチック本体から磁石部分を取り外した状態です。

※2このテスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。

写真 8. テスト対象銘柄の外観写真



## 7. テスト結果

寄せられた事故情報によると、胃壁と腸壁を挟んでマグネットボールがつながっていた、または腸壁を挟んだマグネットボールが腸内にとどまり複数つながった状態で摘出されたとのこ

とでした。そこで、磁石の形状や強さなどについてテストを実施しました。

## (1) 磁石の形状について

マグネットボールの個々の大きさは複数個同時に誤飲する可能性があるほど小さいものでした

マグネットボールの個々の形状、大きさは、直径3mm、5mmの球体や1辺5mmの立方体であり、ST基準の飲み込み、窒息の危険性を判定する直径約30mmの小部品円筒に十分入る大きさで、複数個同時に誤飲する可能性があるほど小さいものでした。

## (2) 磁石の強さ

### 1) 磁石を引き寄せる距離

2個を近づけたとき、マグネットボールは、参考品のフェライト磁石と比較して、距離が遠くても引き寄せられるものでした。また、マグネットボールが大きい場合や、複数個連なった場合は、距離が遠くても引き寄せられるため、誤飲した場合は腸壁を挟んでつながる危険性が高まるものと考えられました

7銘柄及び参考品について、2個を用いて、片方を台座に置き、もう片方を真上から下に徐々に移動させ、台座に置いたものがどれくらい近付くと引き寄せられるのか、距離を測定しました(写真9)。

その結果、参考品のフェライト磁石が約4mmであったのに対し、直径3mmの球体(No. 1~4)は平均約13mm、直径5mmの球体(No. 5、6)は平均約19mm、1辺5mmの立方体(No. 7)は約22mmであり、マグネットボールはいずれもフェライト磁石より距離が遠くても引き寄せられました(図2)。また、複数個連なった場合の一例として、5個つながったものが、他の1個を引き寄せる距離を測定したところ(写真10)、直径3mmの球体は平均約17mm、直径5mmの球体は平均約25mm、1辺5mmの立方体は約28mm、参考品は5mmと、5個つながった場合は1個の場合と比較して、距離が遠くても引き寄せられました(図2)。

以上のことから、マグネットボール複数個を複数回誤飲した場合、消化管内の離れた場所にあるマグネットボールが腸壁を挟んでつながる危険性が高まるものと考えられました。

写真9. 引き寄せる距離の測定のテスト風景 (No. 1)

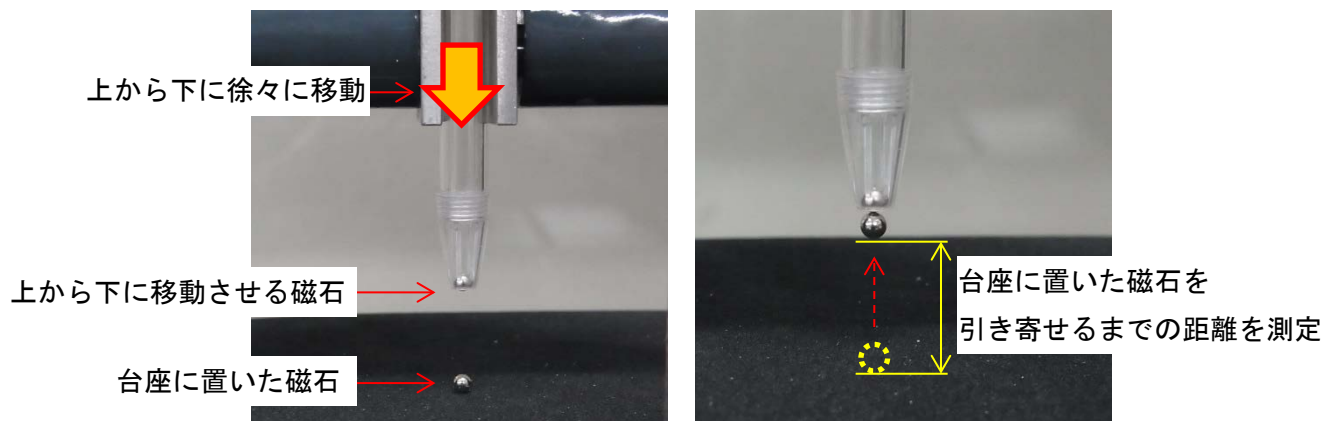


写真10. 5個つながった磁石が1個の磁石を引き寄せる距離の測定のテスト風景 (No. 1)

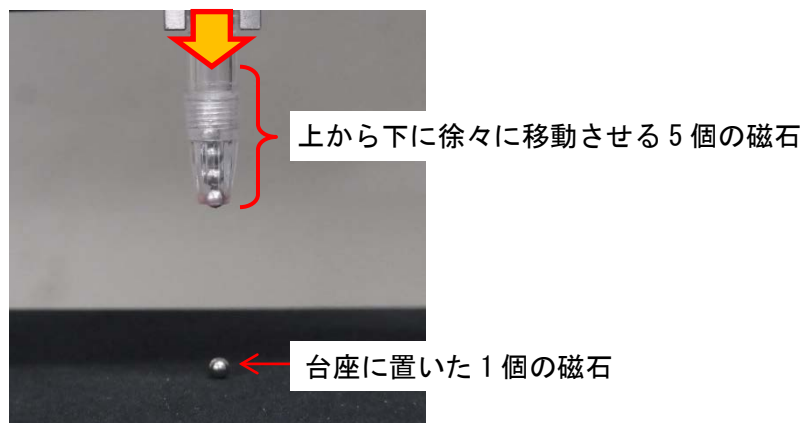
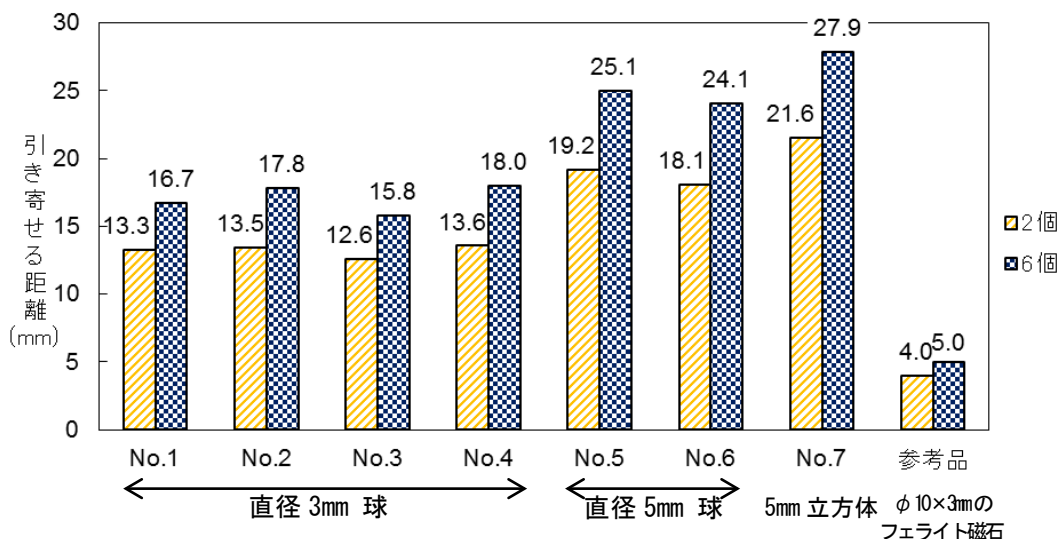


図2. 引き寄せる距離の測定結果



## 2) つながった磁石を引き離すのに必要な力

マグネットボールを引き離すのに必要な力は、参考品のフェライト磁石よりも大きいものでした。また、マグネットボールが大きい場合やマグネットボールが複数個連なった場合は引き離すのに必要な力は大きくなるため、誤飲した場合に腸壁を挟んでとどまる危険性が高まるものと考えられました

7銘柄及び参考品を対象に、2個つながった磁石を引き離す力を測定しました (写真11)。

その結果、参考品が0.58N(0.06kgf)であったのに対し、直径3mmの球体 (No. 1~4) は平均約1.16N(約0.12kgf)、直径5mmの球体 (No. 5、6) は平均約2.92N(約0.30kgf)、1辺5mmの立方体 (No. 7) は5.99N(0.61kgf)であり、マグネットボールはいずれもフェライト磁石より引き離すのに必要な力は大きいものでした (図3)。

また、複数個連なった場合の一例として、6個つながった磁石を5個と1個に引き離す力についても測定しました (写真12)。

その結果、No. 1~4は平均約1.23N(約0.13kgf)、No. 5、6は平均約3.12N(約0.32kgf)、No. 7は6.58N(0.67kgf)、参考品は0.74N(0.08kgf)と、2個つながった場合と比較して引き離すのに必要な力は大きくなりました (図3)。



以上のことから、マグネットボール複数個を複数回誤飲した場合、引き合う磁力によって消化管内に腸壁を挟んでとどまる危険性が高まるものと考えられました。

写真11. 2個つながった磁石を引き離す力の測定のテスト風景 (No. 1)

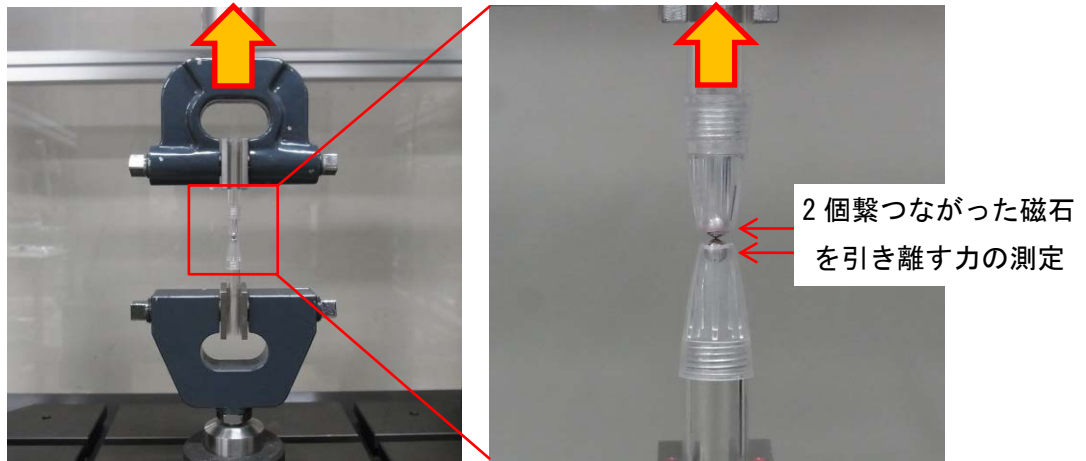


写真12. 6個つながった磁石を引き離す力の測定のテスト風景 (No. 1)

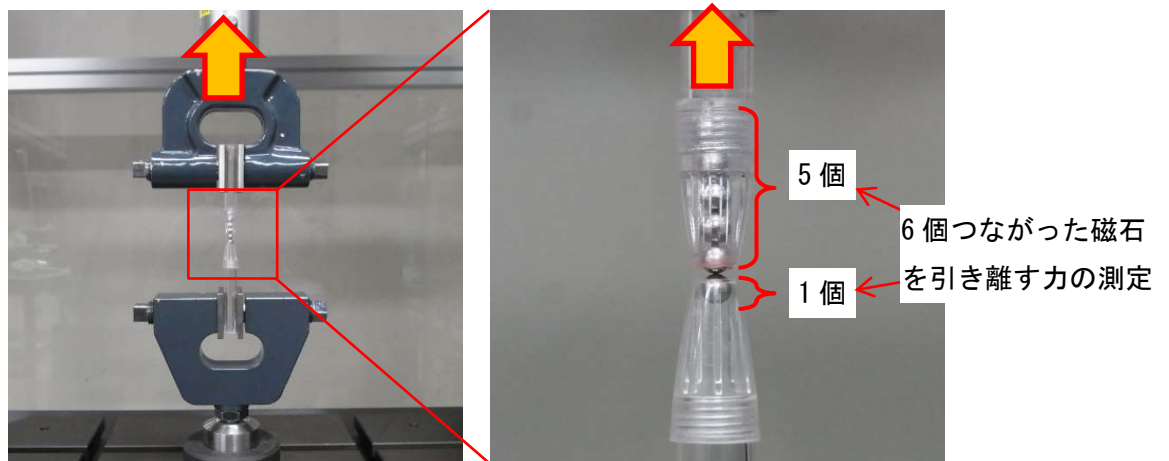
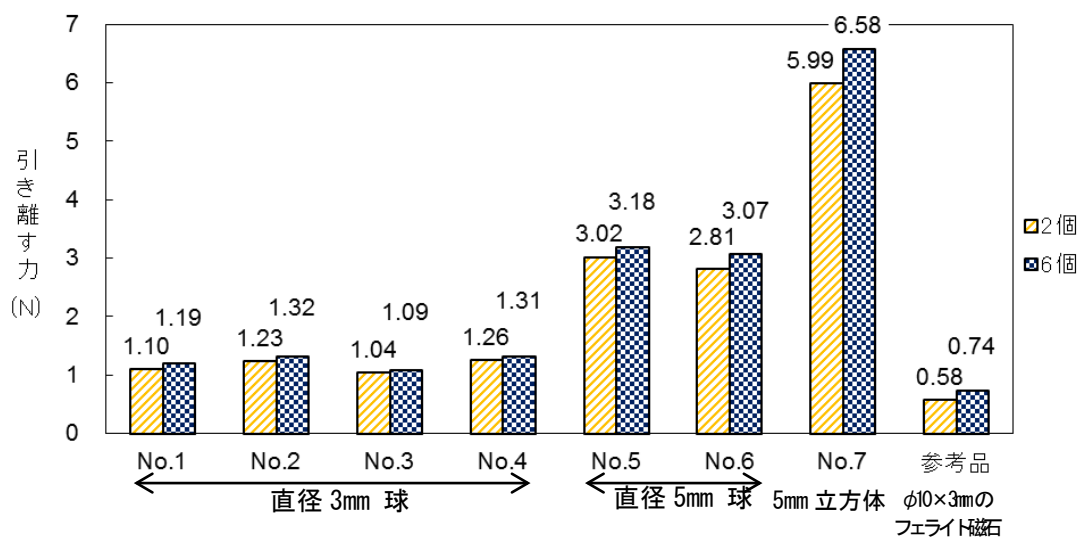


図3. 引き離す力の測定結果



### (3) 磁束指数の測定

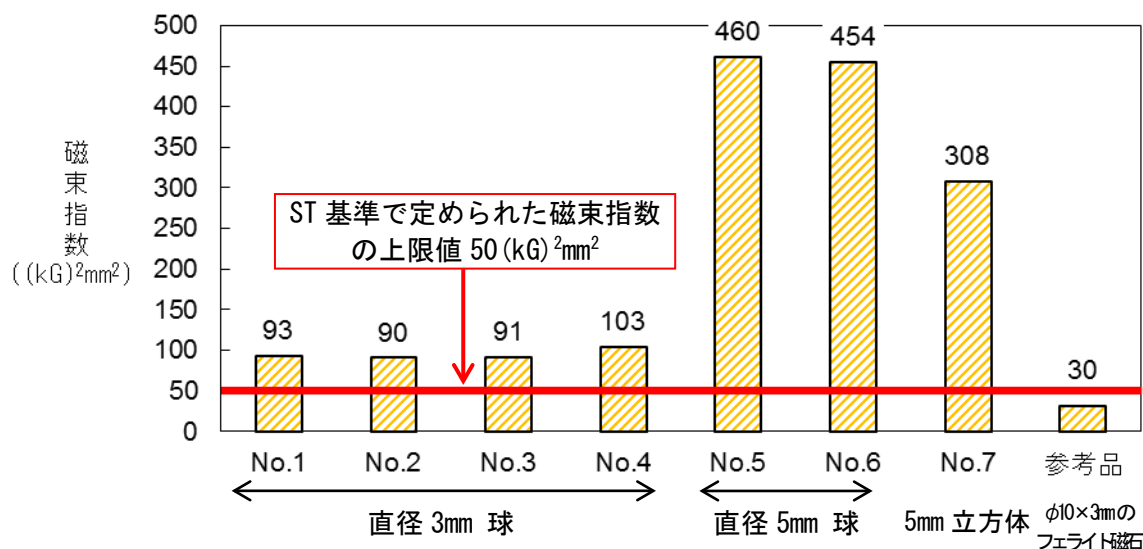
#### 各銘柄の磁束指数はST基準より大きい値でした

7銘柄及び参考品について、ST基準を参考に、磁束指数の測定を行いました。

その結果、直径3mmの球体(No. 1～4)は平均約94 (kG)<sup>2</sup>mm<sup>2</sup>、直径5mmの球体(No. 5、6)は平均457 (kG)<sup>2</sup>mm<sup>2</sup>、1辺5mmの立方体(No. 7)は308 (kG)<sup>2</sup>mm<sup>2</sup>で、いずれの銘柄もST基準で定められた磁束指数の上限値50 (kG)<sup>2</sup>mm<sup>2</sup>よりも大きい値でした (図4)。

なお、参考品はST基準の上限値より小さい30 (kG)<sup>2</sup>mm<sup>2</sup>でした。

図4. 磁束指数測定結果



### (4) テスト対象品の商品パッケージや取扱説明書に関する表示調査

#### パッケージには製造者名はなく、誤飲などの警告表示も取扱説明書もありませんでした

テスト対象とした7銘柄の商品パッケージ等を確認したところ、STマークを記載したものはなく、製造者名や警告表示の記載もありませんでした。また、取扱説明書は全ての銘柄とも付属していませんでした。

## 8. 専門家からのアドバイス

北里大学医学部新世紀医療開発センター先端医療領域開発部門小児外科学分野 田中 潔 教授

乳児期に物を口に含むという探索的行為は、自分で物を口に運べるよう調整できることで始まるもので、単に食べるということではなく、物を口に含む行為は快楽の感覚を子どもに与えると同時に、歯が生えることに伴う痛みを低減してくれるものと言われています。

乳児が近くのを口に含む行為は生まれて間もない頃からみられ3歳頃まで続きます。

乳幼児が磁石を誤飲した場合、1つだけ飲み込んだ場合は、そのサイズが消化管を通過できる大きさであれば自然排泄されますが、複数個の磁石（または磁石と磁力に引きつけられる金属体）をそれぞれ異なったタイミングで誤飲した場合には、腸内のそれぞれ別の場所にある磁石同士が胃壁や腸管壁を挟んで引き合い、結着することで腸閉塞や腸捻転を起こすほか、磁力によって胃壁や腸管壁の圧迫された箇所<sup>ろうこう</sup>に壊死による瘻孔形成、消化管穿孔を生じます。

腸閉塞を長時間放置した場合、腸が破裂することも考えられるため非常に危険ですし、腸管

壁の穿孔により腹腔内に腸内容物が漏れると、重篤な腹膜炎を発症します。これらの結果、最悪の場合には死に到る可能性もあり、実際に海外では複数の死亡事例が報告されています。日本でもこれまでに、肩こり治療のための皮膚貼付式磁石や文房具を複数個誤飲したために発生した消化管穿孔・穿通事故が多数報告されています。さらに、最近立体モデルを作る玩具として市販されている強力なネオジム磁石製のマグネットボールを複数個誤飲したために発生した消化管穿孔・穿通事故が報告されました。

なお、圧迫による壊死と瘻孔形成は徐々に起こることから、初期にはあまり症状が現れないこともあります。お子さまが磁石で遊んでいて、複数個を誤飲した疑いがある場合には医療機関を受診してください。

## 9. 消費者へのアドバイス

### (1) 特に強力な磁力のマグネットボールの複数個を誤飲すると大変危険です。子どもに与えないようにしましょう

強力な磁力をもつマグネットボールを、幼児が複数個誤飲し、消化管が穿孔して開腹手術等を行っている重篤な事故が報告されています。また、事例のように、保護者の気がつかないうちに誤飲している可能性も考えられます。特に強力な磁力をもつマグネットボールを玩具として子どもに与えないようにしましょう。

なお、文房具などにも幼児が誤飲できる大きさの磁石の商品もありますので、マグネットボール以外の磁石の取り扱いについても十分に注意しましょう。

### (2) 万が一誤飲した可能性がある場合には、医師の診断を受けましょう

複数の磁石の誤飲や、または磁石と磁石につく金属体の誤飲は大変危険です。体内で消化管に穿孔を生じるおそれのある状態となっても、初期にはあまり症状が現れないこともあります。子どもが磁石で遊ぶなどして、複数の磁石を誤飲した可能性があると思われる場合には、直ちに医師の診断を受けましょう。

## 10. 事業者への要望

### 子どもが強力な磁力をもつマグネットボールを複数個誤飲し、開腹手術により摘出したという重篤な事故が発生しています。子ども向けの玩具として販売しないととも、対象年齢や警告内容などを販売サイトや商品のパッケージ等に明確に記載するよう要望します

幼児が強力な磁力をもつマグネットボールを誤飲し、開腹手術により摘出したという重篤な事故が発生しています。今回調査したマグネットボールの販売サイトには、対象年齢の表示や誤飲の警告表示などがなく、「知育玩具」「パズル」など玩具を連想させて販売しているものがありました。

また、テストで購入した商品のパッケージを調査した限りでは製造者名や警告表示、注意表示なども全くみられませんでした。さらに、磁力はST基準に規定された値よりも大きく、幼児が誤飲する可能性がある大きさのものでした。このようなST基準を満たさない商品を子ども向けの玩具として販売しないととも、販売サイトや商品パッケージ等に、対象年齢の表示や警告内容などを明確に記載するよう要望します。

## 1 1. インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

子どもが強力な磁力をもつマグネットボールを複数個誤飲し、開腹手術により摘出したという重篤な事故が発生しています。こうした商品が子ども向けの玩具として販売されないよう、出品者の指導及び適切な管理の協力を要請します

子どもが強力な磁力をもつマグネットボールを複数個誤飲し、開腹手術により摘出したという重篤な事故が発生しています。インターネットショッピングモールには多くのマグネットボールが出品されており、対象年齢の表示や、誤飲の警告表示がない販売サイトが多くみられました。インターネットショッピングモール運営事業者はこのような幼児が飲み込める大きさで一定以上の磁力をもった商品が子ども向けの玩具として出品者により販売されないよう指導及び適切な管理の協力を依頼します。

## 1 2. 行政への要望

子どもが飲み込める大きさで一定以上の磁力をもつ磁石を有して玩具として使用されるおそれのある商品について、消費者に対する事故のリスク等の継続的な周知、及び事故の防止に向けた事業者に対する指導とともに事故情報を収集し、必要に応じてさらなる検討を実施するよう要望します

磁石の子どもによる誤飲事故については、国内でも民間団体や一部自治体等から注意喚起がなされているものの、その後も強力な磁力をもつマグネットボールで重篤な誤飲事故が発生しました。このような磁石を有して玩具として使用されるおそれのある商品について、消費者に対して事故のリスクや注意事項等を引き続き周知するとともに、製造、輸入、販売事業者やインターネットショッピングモール運営会社などの事業者に対して子ども向けの玩具としての販売自粛や、対象年齢や警告内容などの表示の徹底等を指導するとともに、事故情報を収集し必要に応じてさらなる対応を実施するよう要望します。

### ○要望先

消費者庁 消費者安全課（法人番号 5000012010024）

経済産業省 製造産業局 生活製品課（法人番号 4000012090001）

経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 製品安全課（法人番号 4000012090001）

公益社団法人日本通信販売協会（法人番号 9010005018680）

一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会（法人番号 8010005004343）

日本チェーンストア協会（法人番号 5700150005467）

### ○協力依頼先

アマゾンジャパン合同会社（法人番号 3040001028447）

ヤフー株式会社（法人番号 4010401039979）

楽天株式会社（法人番号 9010701020592）

○情報提供先

内閣府 消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）

内閣府 子ども・子育て本部（法人番号 2000012010019）

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課（法人番号 7000012060001）

厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室（法人番号 6000012070001）

厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課（法人番号 6000012070001）

一般社団法人日本玩具協会（法人番号 6010605000017）

一般社団法人全日本文具協会（法人番号 4010505000060）

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165